

平成 2 0 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

20東広監第19号  
平成20年11月17日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合長 様  
東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 様

東京都後期高齢者医療広域連合  
監査委員 相川 明  
監査委員 遠竹 よしこ

平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について、別紙のとおり提出します。

# 平成20年度定期監査報告書

## 1 監査の対象及び期間

| 対象部局 | 実施監査及び事情聴取実施月日   |
|------|------------------|
| 総務部  | 平成20年6月23日～7月11日 |
| 保険部  | 平成20年6月23日～7月15日 |
| 会計室  | 平成20年6月23日～7月11日 |

## 2 監査の対象

平成19年4月1日から平成20年3月31日までに執行された、平成19年度の財務に関する事務。

## 3 監査の方法

あらかじめ主管部（課）から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査並びに関係責任者への事情聴取を実施した。

## 4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計事務、契約締結等の財務経理及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理されているか。

## 5 監査の結果

平成19年度は、極めて短い期間の中で、多くの事務事業が執行された。それらは法令等に遵守し、大きな支障もなく、概ね適正かつ効率的に処理されていると認められる。

平成20年度には制度が開始され、今後、東京都広域連合の予算規模は更なる増大が見込まれる。このため、事業の計画数値と実績の差異を的確に把握・分析し、事業の効果を見定め、被保険者の期待に応えるべく、十分に検討を行い、効率的かつ効果的な事業運営に努められたい。

併せて、準備期間における制度の周知不足を改善し、今後とも、国や都、区市町

村と連携を図りながら、積極的な広報活動に努めるとともに、被保険者の声をより制度に反映できるよう、成果を期待するものである。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な事項については、改善を指示し、担当責任者から書面による回答が提出され、すべて是正済みである。